

## 田口福寿会夢奨学金支給規程施行要領

(児童養護施設退所者等奨学金)

(目的)

第1条 この要領は、田口福寿会夢奨学金支給規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 特別の事情により規程第2条第4号の貸付金の貸し付けを受けない場合には、その理由書を提出しなければならない。

2 同条第5号に規定する他の奨学金には、貸与型の奨学金は含まないものとする。

(奨学金の支給時期)

第3条 大学等入学一時金は入学年の4月末までに、月額奨学金は3か月ごとにまとめて、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分を、それぞれ4月末、7月末、10月末、1月末までに支給するものとする。

(申請手続き)

第4条 規程第4条本文ただし書きの書類は、次のとおりとする。

(1) 田口福寿会夢奨学金支給申請書

(2) 「ジャパン未来スカラーシップ・プログラム」への応募書類の写し

(3) 住民票の写し

2 同条第1号の「田口福寿会夢奨学金支給申請書」及び第2号の「児童養護施設等の施設長または里親等の推薦書」の様式は、それぞれ[別記様式1](#)及び[別記様式2-1](#)または[別記様式2-2](#)とする。

3 奨学金の支給申請書は、高等学校3年次（規程第2条第6号に該当する者については、大学等1年次）の10月15日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 奨学生の選考は、書面による選考とし、当財団事業助成委員会に諮り、その意見に基づき理事会において内定者を定める。

2 前項の選考は、高校3年次（規程第2条第6号に該当する者については大学等1年次）の11月末までに行い、その結果は児童養護施設等の施設長または里親等を通じて（規程第2条第6号に該当する者については直接本人に）通知する。

3 前項の通知後における志望校の変更がある場合には、内定者は会長に対して志望校の変更承認を申請しなければならない。（[別記様式6](#)）

- 4 会長は、前項の申請があった場合、変更の可否について事業助成委員会の意見を聞かなければならない。
- 5 規程第5条第3項に定める書類は、大学等合格通知書及び誓約書（[別記様式3](#)）とする。
- 6 奨学生の人数は、1学年10名以内とする。ただし、規程第2条第6号に該当する者の人数は別枠（2名以内）とする。

（報告義務）

第6条 規程第6条第1項に定める「近況報告書」の様式は、[別記様式4](#)とする。

- 2 同条第2項の届け出は、[別記様式5](#)によるものとする。

（奨学金の返還）

第7条 奨学金の返還額は、原則として、規程第8条の奨学金支給廃止事由が発生した月の翌月以降の分とする。

附 則（平成30年4月24日会長決定）

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（2019年3月12日会長決定）

この要領は、2019年3月12日から施行する。

附 則（2019年4月24日会長決定）

この要領は、2019年4月24日から施行する。